

## 都市計画法第 53 条、54 条について

### <都市計画法第 53 条の許可について>

都市計画施設(道路・公園等)の区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業)の計画区域内において、建築物(建築本体に付属する工作物や建築設備などを含む)の建築をしようとする場合には、あらかじめ木更津市長の許可が必要となります。(都市計画法第 53 条第 1 項)

### <許可の基準(都市計画法第 54 条)>

- ・階数 2 以下で、且つ地階を有しないこと。
- ・主要構造物(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

